

職員の懲戒処分について

令和 7（2025）年 1 1 月 2 7 日

那須塩原市総務部総務課

本日、地方公務員法に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表します。

1 被処分者及び懲戒処分の内容

所属	職名	年齢	性別	処分内容
環境戦略部	主任	3 7 歳	男	停職 6 月

※ 根拠法令：地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号（法令等の違反）及び第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行）に該当

2 処分日

○ 令和 7（2025）年 1 1 月 2 7 日

3 事案の概要

○ 被処分者は、令和 7 年 9 月 2 3 日、那須塩原市内フィットネスクラブの女性用シャワー室において、スマートフォンをドアの隙間から差し入れて、同市 3 0 代女性の体を撮影したとして、1 0 月 6 日、性的姿態撮影等処罰法違反の性的姿態等撮影の疑いで逮捕され、1 0 月 2 4 日、性的姿態撮影等処罰法違反の性的姿態等撮影未遂罪により罰金 5 0 万円の略式命令を受けたもの

4 その他

○ 本人の願いにより、処分日と同日付で退職

市長コメント

■このたび、懲戒処分を行いました。

■今回の事案は、公務員である以前に社会人としてあるまじき行為であり、市民に対する裏切りにほかならず、市政に対する信頼を著しく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

■今回の件を真摯に受け止め、再発の防止に向けて、職員に対し、綱紀の保持及び服務規律の確保について、これまで以上に指導徹底を図り、市民の信頼回復に全力をあげて取り組んでまいります。

令和7年11月27日

那須塩原市長 渡辺 美知太郎